

# 日火連短信

令和3年3月19日 第167号

〒106-0041  
東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F  
一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会  
専務理事 大岩 伸夫  
TEL 03-5549-9041  
FAX 03-5549-9042  
URL <http://www.nikkaren.jp/>  
E-mail : [nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp](mailto:nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp)  
[info@nikkaren.jp](mailto:info@nikkaren.jp)

3月12日付で「指定射撃場の指定に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が、公布および施行されました。

内容は日火連短信157号でお知らせしましたパブリックコメントの際のものと変更はありませんが、下記のような警察庁からの通達が出されておりますので、その原文と3月12日付官報（号外）の関係部分を別紙の通りお知らせします。

会員各位への周知をお願い致します。

《警察庁通達：丙保発第2号》

## ◇改正の趣旨

近年における威力の強い空気銃の出現状況や指定射撃場の関係団体からの要望等を踏まえ、空気銃の射撃を行うことができる指定射撃場の種類に係る規制の見直し等を行うもの。

## ◇改正の概要

1. ライフル射撃場において射撃することができる銃砲の種類に空気銃を追加することとした（府令第2条）。
2. 空気銃射撃場にあっては、必要以上に高い圧力による射撃をさせないこととした（府令第9条第3号）。
3. 指定射撃場の指定申請書及び記載事項変更届について、提出通数を2通から1通に削減することとした。

## ◇運用上の留意事項

ライフル射撃場において新たに空気銃を射撃できるようにする場合は、府令第13条に基づき、記載事項変更届の提出が必要となる。

以上